



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

\*2 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

90 貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (子ども未来課) ..... 2

91 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 2

92 道路の供用開始 ( " ) ..... 2

93 道路の区域変更 ( " ) ..... 3

94 道路の供用開始 ( " ) ..... 3

95 和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更 (道路建設課) ..... 3

### ○ 正誤

平成24年1月6日付け和歌山県報第2319号和歌山県告示第8号中 ..... 4

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年2月7日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県立桐蔭高等学校の項中

全日制	普通
	数理科学
	総合人文

を

全日制	普通
	数理科学

に改め、同表和歌山県立和歌山北高等学校の項中

和歌山市市小路388	全日制	普通
		体育

を

和歌山市市小路388	全日制	普通
		体育
		スポーツ健康科学
和歌山市西庄1148の1	全日制	普通

に改め、同表和歌山県立青

陵高等学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立きのくに青雲高等学校	和歌山市吹上五丁目6番8号	定時制	普通	
			商業	情報会計
		通信制	普通	

別表第3和歌山県立星林高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託を受けた者

ニッテレ債権回収株式会社  
東京都港区芝浦三丁目16番20号

2 委託した貸付金の元利償還金

母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金並びに和歌山県母子・寡婦福祉対策資金貸付金の元利償還金に係る未収金のうち県の指定するもの

3 委託期間

平成23年12月13日から平成24年3月31日まで

和歌山県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市岡田字岡畑755番地先から同市岡田字アソカ547番4地先まで	旧	6.71 } 12.29	73.36	
同上	新	10.18 } 13.40	73.36	

和歌山県告示第92号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字岡畑755番地先から同市岡田字アソカ547番4地先まで

供用開始の期日 平成24年2月7日

### 和歌山県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市岡田字下道ノ内733番地先から同市岡田字下道ノ内677番1地先まで	旧	6.55 ） 6.70	58.69	
同上	新	11.73 ） 12.02	58.69	

### 和歌山県告示第94号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字下道ノ内733番地先から同市岡田字下道ノ内677番1地先まで

供用開始の期日 平成24年2月7日

### 和歌山県告示第95号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成24年1月24日付け国近整計管和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年2月7日

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
和歌山都市計画道路事業 3・3・9号西脇山口線(六十谷)
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり  
(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

正 誤

平成24年1月6日付け和歌山県報第2319号和歌山県告示第8号中

ページ	行目	誤	正
5	上から6	間伐に係る森林は	間伐その他特別の場合の伐採に係るものは